

春の温かさが感じられる頃となりました。
花どきは気候も不安定ですので、
風邪など召されませぬようご自愛くださいませ。

4月の税務

10日（木）

- ・3月分 源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

30日（水）

- ・2月決算法人の確定申告と納税
- ・8月決算法人の中間申告と納税
- ・5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの消費税の中間申告
- ・3月分社会保険料納付

令和6年 申告所得税・消費税の口座振替引落日

所得税：4月23日（水）

消費税：4月30日（水）

社会保険料率の改定

一般的に社会保険料とは、健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険からなる社会保険の保険料を指します。社会保険料は、毎年2月を基準に見直しとなり、3月分（4月納付分）より改定される場合があります。

都道府県支部ごとに保険料率が異なる場合がございますので、
給与計算を行われている方はご注意ください。

令和7年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：令和7年3月分～ 適用
・介護保険料率：令和7年3月分～ 適用

・厚生年金保険料率：平成29年9月分～ 適用
・子ども・子育て提出金率：令和2年4月分～ 適用

（大阪支部）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料（厚生年金基金加入者を除く）	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.24%		11.83%		18.300%※	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	～	63,000	5,939.2	2,969.6	6,861.4	3,430.7		
2	68,000	63,000	73,000	6,963.2	3,481.6	8,044.4	4,022.2		
3	78,000	73,000	83,000	7,987.2	3,993.6	9,227.4	4,613.7		
4(1)	88,000	83,000	93,000	9,011.2	4,505.6	10,410.4	5,205.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	10,035.2	5,017.6	11,593.4	5,796.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,649.6	5,324.8	12,303.2	6,151.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,264.0	5,632.0	13,013.0	6,506.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	12,083.2	6,041.6	13,959.4	6,979.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,902.4	6,451.2	14,905.8	7,452.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,721.6	6,860.8	15,852.2	7,926.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,540.8	7,270.4	16,798.6	8,399.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	15,360.0	7,680.0	17,745.0	8,872.5	27,450.00	13,725.00

所得税の基礎控除の特例



令和7年度税制改正が成立し、個人所得税の改正として「基礎控除額の特例」の制度が創設されました。現行の所得税では、基礎控除額は、以下の通りでした。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

今回の改正では、近頃の物価の高騰や低所得者層に対する税負担に対する配慮から以下のように基礎控除額を増額する改正が行われております。

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円（+47万円）
132万円超336万円以下	88万円（+40万円）
336万円超489万円以下	68万円（+20万円）
489万円超655万円以下	63万円（+15万円）
655万円超2,400万円以下	48万円（増額なし）

上記の改正のうち合計所得金額132万円以下の金額に対する加算については恒久的に適用されるが、132万円超665万円以下の加算額は、令和7年、8年の二年間のみの適用となり令和9年からは基礎控除額は、58万円となります。
この改正は、令和7年12月1日から適用されます。

エイプリルフールの由来

由来についてはさまざまな説があります。最も有力だとされているのは、1564年にフランスで起きた出来事。それまでフランスの暦では、4月1日に新年のはじまりを祝う祭が開催されていました。

しかし、当時の国王シャルル9世が新年を1月1日とするグレゴリオ暦を採用したことにより、反対派の人々が改暦への皮肉を込めて4月1日に「嘘の新年」を祝って大騒ぎをしたり、まったく役に立たないプレゼント（嘘の贈り物）を贈ったりしていたそう。

その風習が翌年以降も続けられ、エイプリルフールの起源になったと言われています。日本には大正時代に伝わったそうです。



Instagramを
開設いたしました！



URANOKAIKEI

スタッフが毎日
更新していますので
お時間があるときに
のぞいてみてください！